

公立大学法人公立鳥取環境大学定款

目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 役員（第9条－第13条）
- 第3章 審議機関
 - 第1節 経営審議会（第14条－第18条）
 - 第2節 教育研究審議会（第19条－第23条）
- 第4章 業務の範囲及びその執行（第24条・第25条）
- 第5章 資本金等（第26条・第27条）
- 第6章 雑則（第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、未来社会の持続的発展を支えるため、環境に恵まれた鳥取のフィールドを舞台に、環境マインドと経営感覚に優れ、この地域における自然環境や人と人とのつながりを原点においたローカルな視点を保ちながら、これからの日本や世界が進むべき方向をグローバルに思考し、地域を担い世界に羽ばたく人材の育成を行うため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「法人」という。）と称する。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、公立鳥取環境大学（以下「大学」という。）を鳥取市に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、鳥取県及び鳥取市とする。

（法人の責務）

第5条 法人は、鳥取県及び鳥取市が設立することに鑑み、鳥取県民及び鳥取市民（以下この条において「県民等」という。）に支えられる法人であることを理解の上、積極的に地域社会の発展に貢献することにより、県民等の期待にこたえとともに、法人の運営状況、財政状況その他の情報の透明性を確保し、県民等の信頼を得るよう努めなければならない。

(事務所の所在地)

第6条 法人は、事務所を鳥取市に置く。

(法人の種別)

第7条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第8条 法人の公告は、鳥取県公報に登載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により鳥取県公報に登載することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその登載に代えることができる。

第2章 役員

(定数)

第9条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事 4人以内
- (4) 監事 2人以内

(職務及び権限)

第10条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、鳥取県及び鳥取市が協議の上定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、鳥取県知事又は鳥取市長に意見を提出することができる。

8 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

9 監事は、法人が次に掲げる書類を鳥取県知事又は鳥取市長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

- (1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
- (2) その他鳥取県及び鳥取市が協議の上定める書類

(理事長等への報告義務)

第10条の2 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法、他の法令、鳥取県若しくは鳥取市の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、鳥取県知事及び鳥取市長に報告しなければならない。

(理事長の任命)

第11条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、鳥取県知事及び鳥取市長が協議の上行う。

2 理事長は、大学の学長となるものとする。

3 第1項の申出は、学長となる理事長を選考するため設置される会議（以下「学長選考会議」という。）の選考に基づき行う。

4 学長選考会議は、委員6人で組織し、次に掲げる委員各3人をもって構成する。

(1) 第14条第2項第2号から第4号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者

(2) 第19条第2項第2号から第5号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者

5 学長選考会議の委員には、現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

6 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

7 議長は、学長選考会議を主宰する。

8 第4項から前項までに定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

(理事長以外の役員の任命)

第12条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

3 監事は、鳥取県知事及び鳥取市長が協議の上任命する。

(役員の任期)

第13条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

2 副理事長及び理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

- 3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

- 第14条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。
- 2 経営審議会は、委員10人以内で組織し、経営審議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 理事長が指名する理事又は職員
 - (4) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見のあるもののうちから、理事長が任命する者（以下この条において「学外委員」という。）
 - 3 学外委員の数は、委員の総数の2分の1以上とする。

(委員の任期)

- 第15条 前条第2項に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2項第1号から第3号までに掲げる委員の任期は、委員としての任期满了前に法人の役員としての任期又は職員としてその職にある期間が満了するときは、法人の役員としての任期又は職員としてその職にある期間とする。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(招集)

- 第16条 経営審議会は、理事長が必要と認める場合に招集する。
- 2 理事長は、経営審議会の委員の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を記載した書面を付して要求があったときは、遅滞なく経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

- 第17条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
 - 3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 経営審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第18条 経営審議會は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 人事に関する方針及び基準に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの
- (6) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (7) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議會

(設置及び構成)

第19条 法人に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議會を置く。

- 2 教育研究審議會は、委員15人以内で組織し、教育研究審議會の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長が指名する理事又は職員
- (4) 学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、法人の規程で定める者
- (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長が任命する者（以下この条において「学外委員」という。）

- 3 学外委員の数は、5人程度とする。

(委員の任期)

第20条 前条第2項に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2項第1号から第4号までに掲げる委員の任期は、委員としての任期満了前に法人の役員としての任期又は職員としてその職にある期間が満了するときは、法人の役員としての任期又は職員としてその職にある期間とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(招集)

第21条 教育研究審議会は、学長が必要と認める場合に招集する。

2 学長は、教育研究審議会の委員の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を記載した書面を付して要求があったときは、遅滞なく教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第22条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 教育研究審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第23条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
- (2) 中期計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
- (3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員の人事に関する方針及び基準に係る事項（定数その他の法人の経営に関するものを除く。）
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第24条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第25条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第26条 法人の資本金は、鳥取県及び鳥取市が出資する別表第1及び別表第2に掲げる資産について、出資の日現在における時価を基準として、鳥取県及び鳥取市が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第27条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を鳥取県及び鳥取市に帰属させる。

2 残余財産の分割については、鳥取県及び鳥取市が双方協議の上、決定する。

第6章 雑則

(規程への委任)

第28条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(理事長の任命の特例)

2 法人の成立後最初の理事長の任命は、第11条第1項の規定にかかわらず、法人の申出に基づくことを要しないものとし、鳥取県知事及び鳥取市長が協議の上行う。

(理事長の任期の特例)

3 前項の規定により任命された理事長の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、2年とする。

附 則

この定款は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1（第 26 条関係）

資産の 種別	所在地	面積
土地	鳥取市若葉台北一丁目 1 番	1 7 5, 3 1 9. 4 2 m ²
土地	鳥取市若葉台北二丁目 95 番	3 4 4. 4 7 m ²
土地	鳥取市若葉台南四丁目 2 番 2	7, 0 0 0. 0 2 m ²
合 計		1 8 2, 6 6 3. 9 1 m ²

別表第 2（第 26 条関係）

資産の 種別	所在地	名称	構造	延べ床面積
建物	鳥取市若葉台北一丁目 1 番地	校舎（講義棟、教育研究棟、情報処理棟）	鉄筋コンクリート造渡廊下付陸屋根 5 階建	1 6, 1 5 7. 2 3 m ²
		校舎（情報メディアセンター）	鉄筋コンクリート造地下 1 階付陸屋根 2 階建	4, 6 8 0. 1 0 m ²
		校舎（学生センター）	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	2, 7 3 7. 6 3 m ²
		体育館	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺 2 階建	1, 6 6 5. 4 7 m ²
		クラブハウス C	鉄筋コンクリート造瓦葺 2 階建	3 8 1. 5 1 m ²
		クラブハウス C	鉄筋コンクリート造瓦葺平家建	1 7 8. 2 0 m ²
		クラブハウス B	鉄筋コンクリート造瓦葺平家建	1 7 1. 0 0 m ²
		クラブハウス A	鉄筋コンクリート造瓦葺平家建	9 7. 2 0 m ²
		校舎（実験棟）	鉄筋コンクリ	2 4 8. 5 8 m ²

			ート造亜鉛メ ッキ鋼板葺 2 階建	
		校舎（実習棟）	鉄筋コンクリ ート造亜鉛メ ッキ鋼板葺平 家建	2 9 1 . 7 2 m ²
建物	鳥取市若葉台北 二丁目95番地	役員住宅	木造瓦葺 2 階 建	1 4 1 . 5 5 m ²
建物	鳥取市若葉台南 四丁目 2 番地 2	教員住宅家族棟	鉄筋コンクリ ート造コンク リート屋根 3 階建	2 5 9 . 2 0 m ²
		教員住宅家族棟 物置	木造アルミニ ウム板葺平 家建	9 . 0 0 m ²
		教員住宅家族棟	鉄筋コンクリ ート造コンク リート屋根 3 階建	2 5 9 . 2 0 m ²
		教員住宅家族棟 物置	木造アルミニ ウム板葺平 家建	9 . 0 0 m ²
		教員住宅単身 A 棟	鉄筋コンクリ ート造コンク リート屋根 3 階建	1 5 1 . 2 0 m ²
		教員住宅単身 A 棟物置	木造アルミニ ウム板葺平 家建	8 . 0 0 m ²
		教員住宅単身 A 棟	鉄筋コンクリ ート造コンク リート屋根 3 階建	3 0 2 . 4 0 m ²
		教員住宅単身 A 棟物置	木造アルミニ ウム板葺平 家建	8 . 0 0 m ²
		教員住宅単身 B 棟	鉄筋コンクリ ート造コンク	3 0 2 . 4 0 m ²

			リート屋根 3 階建	
		教員住宅単身 B 棟物置	木造アルミニ ウム板葺平 家建	8. 0 0 m ²
		教員住宅単身 B 棟物置	木造アルミニ ウム板葺平 家建	8. 0 0 m ²
		教員住宅単身 B 棟	鉄筋コンク リート造コン リート屋根 4 階建	3 1 0. 5 0 m ²
		教員住宅単身 B 棟物置	木造アルミニ ウム板葺平 家建	6. 0 0 m ²
		教員住宅単身 B 棟物置	木造アルミニ ウム板葺平 家建	6. 0 0 m ²
合計				2 8, 3 9 7. 0 9 m ²